

清水町職員等の旅費に関する条例（昭和35年清水町条例第1号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(航空賃)</p> <p>第15条 <u>航空賃は、航空旅行について路程に応じ、運賃により支給する。</u></p> <p>2 <u>航空賃の額は、現に支払った運賃による。</u></p> <p>(日当)</p> <p>第18条 <u>日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>2 <u>日当の額は、旅行先の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p> <p>(宿泊料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(着後手当)</p> <p>第21条 着後手当の額は別表第1の赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う旧在勤地及び新在勤地ともに清水町内にある場合には着後手当は支給しない。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。ただし、赴任に伴う旧在勤地及び新在勤地ともに清水町内にある場合には、この条による扶養親族移転料は支給しない。</p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従</p>	<p>(航空賃)</p> <p>第15条 <u>航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を2階級以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃。ただし、特別の事情のため困難である場合は、町長が定める運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない航空路による場合には、その搭乗に要する運賃</u></p> <p>(宿泊料)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(着後手当)</p> <p>第20条 着後手当の額は別表第1の赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う旧在勤地及び新在勤地ともに清水町内にある場合には着後手当は支給しない。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。ただし、赴任に伴う旧在勤地及び新在勤地ともに清水町内にある場合には、この条による扶養親族移転料は支給しない。</p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従</p>

改正後

い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ (略)

ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 (略)

(日額旅費及び月額旅費)

第23条 (略)

(退職者等の旅費)

第24条 (略)

2 (略)

(遺族の旅費)

第25条 (略)

2 (略)

3 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第26条 (略)

(鉄道賃)

改正前

い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ (略)

ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 (略)

(日額旅費及び月額旅費)

第22条 (略)

(退職者等の旅費)

第23条 (略)

2 (略)

(遺族の旅費)

第24条 (略)

2 (略)

3 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第25条 (略)

(鉄道賃)

改正後

第27条 (略)

2 (略)

(船賃)

第28条 (略)

2 (略)

(航空賃及び車賃)

第29条 (略)

2・3 (略)

(日当、宿泊料及び食卓料)

第30条 (略)

(支度料)

第31条 (略)

2 (略)

(旅行雑費)

第32条 (略)

(死亡手当)

第33条 (略)

2 (略)

(旅費の調整)

第34条 (略)

2・3 (略)

(旅費の特例)

第35条 (略)

改正前

第26条 (略)

2 (略)

(船賃)

第27条 (略)

2 (略)

(航空賃及び車賃)

第28条 (略)

2・3 (略)

(日当、宿泊料及び食卓料)

第29条 (略)

(支度料)

第30条 (略)

2 (略)

(旅行雑費)

第31条 (略)

(死亡手当)

第32条 (略)

2 (略)

(旅費の調整)

第33条 (略)

2・3 (略)

(旅費の特例)

第34条 (略)

改正後

(旅行細目)

第36条 (略)

別表第1 (第16条、第17条、第18条、第19条、第21条関係)

内国旅行の旅費

車賃、交通費、日当及び宿泊料

車賃	交通費		日当		宿泊料 (1夜につき)		
	甲地方 1日につき	乙地方 1日につき	甲地方 1日につき	乙地方 1日につき	甲地方	乙地方	丙地方
1 km につき							
37円	2,500円	1,500円	2,200円	2,000円	12,000 円	11,000 円	3,000円

備考

- 1 甲地方とは道外の政令指定都市を、丙地方とは清水町内の地域を、乙地方とはその他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、各々2分の1に相当する額を支給する。
- 3 町内の旅行において有料の交通機関を利用した場合の車賃は、その実費とする。
- 4 自己の費用負担が生じない場合の旅行における車賃は、支給しないものとする。この場合の旅行命令の処理は、公用車扱いとする。

別表第2 (第20条関係)

移転料

(略)

備考 路程の計算については、水路1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもつてそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3 (第30条、第31条、第33条関係)

外国旅行の旅費

改正前

(旅行細目)

第35条 (略)

別表第1 (第16条、第17条、第18条、第20条関係)

内国旅行の旅費

車賃、交通費及び宿泊料

車賃	交通費		宿泊料 (1夜につき)		
	甲地方1日 につき	乙地方1日 につき	甲地方	乙地方	丙地方
1 kmにつ き					
20円	1,800円	1,000円	9,000円	8,000円	3,000円

備考

- 1 甲地方とは道外の政令指定都市を、丙地方とは清水町内の地域を、乙地方とはその他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、各々2分の1に相当する額を支給する。
- 3 町内の旅行において有料の交通機関を利用した場合の車賃は、その実費とする。
- 4 自己の費用負担が生じない場合の旅行における車賃は、支給しないものとする。この場合の旅行命令の処理は、公用車扱いとする。

別表第2 (第19条関係)

移転料

(略)

備考 路程の計算については、水路1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもつてそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3 (第29条、第30条、第32条関係)

外国旅行の旅費

改正後	改正前
<p data-bbox="235 213 472 245">1 日当及び宿泊料</p> <div data-bbox="107 245 1099 316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="107 331 1093 405">備考 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分については、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）に準ずるものとする。</p> <p data-bbox="136 421 427 453">2 支度料及び死亡手当</p> <div data-bbox="107 453 1099 523" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div>	<p data-bbox="1254 213 1491 245">1 日当及び宿泊料</p> <div data-bbox="1122 245 2123 316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="1122 331 2123 405">備考 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分については、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）に準ずるものとする。</p> <p data-bbox="1151 421 1442 453">2 支度料及び死亡手当</p> <div data-bbox="1122 453 2123 523" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。